

令和3年度
集團指導資料
(障害児編)



令和4年3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部
事業者指導課

目次

1. 制度改正の動向
2. 用語等の整理
3. 人員基準について
4. 業務継続計画の策定について
5. 適正な運営の徹底を
6. 加算算定・報酬区分に係る注意事項
7. 障害福祉サービス等情報公表制度について
8. 障害福祉サービス経験者の取扱いについて
9. 児童発達支援管理責任者の研修要件について
10. 岡山市ホームページについて
11. 実地指導について
12. 随時訪問の実施について
13. 自己評価結果の公表等及び市への届出について
14. 新規指定申請に関する連絡事項

※ 本資料は、令和3年3月1日時点の情報を基に作成しています。

※ 資料に関する疑義照会は、原則質問票又は電子メールにより受け付けます。



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html

1. 制度改正の動向

次期報酬改定に向けての検討課題

児童発達支援

- i) 提供される発達支援の類型（「総合支援型」（仮称）／理学療法等の「特定プログラム特化型」（仮称）等）に応じて、必要な人員基準と報酬単価の在り方を検討。
- ii) その上で、支援時間の長短（親の就労に対応するための時間も含む）に対してが適切に評価されるよう検討。
- iii) 見守りだけで個々の障害児に応じた発達支援がなされていない場合に加え、学習塾のような学習支援のみとなっている、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合等については、給付費の支給対象としない方向で、児童発達支援の運営基準等を検討。
- iv) 「特定プログラム特化型」（仮称）の支援については、一部領域の支援のみに偏ることがないように、児童発達支援センター又は障害児相談支援事業所により、個々の障害児の状態像・発達過程・特性等に応じた支援の全体像のコーディネートが行われる仕組みについて検討。
- v) ガイドラインで示している児童発達支援の役割・支援内容など支援の根幹に関わる重要部分については、運営基準等に位置付けるとともに、それらが適切に果たされる報酬体系となるよう検討。

放課後等デイサービス

- i) 放課後等デイサービスのガイドラインについて、発達支援（本人支援）を総合的に示し、小学生から高校生までの幅広い年代について各段階に応じた内容となるよう、全体的な見直しを検討。
- ii) 提供される発達支援の類型（「総合支援型」（仮称）／理学療法等の「特定プログラム特化型」（仮称）等）に応じて、必要な人員基準と報酬単価の在り方を検討。【児童発達支援と共通】
- iii) その上で、支援時間の長短（親の就労に対応するための時間も含む）に対してが適切に評価されるよう検討。【児童発達支援と共通】
- iv) 見守りだけで個々の障害児に応じた発達支援がなされていない場合に加え、学習塾のような学習支援のみとなっている、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合等については、給付費の支給対象としない方向で、放課後等デイサービスの運営基準等を検討。【児童発達支援と共通】
- v) 「特定プログラム特化型」（仮称）の支援については、一部領域の支援に偏ることがないように、児童発達支援センター又は障害児相談支援事業所により、個々の障害児の状態像・発達過程・特性等に応じた支援の全体像のコーディネートが行われる仕組みに

ついて検討。【児童発達支援と共通】

- vi) ガイドラインで示す放課後等デイサービスの役割・支援内容など支援の根幹に関わる重要部分については、運営基準等に位置付けるとともに、それらが適切に果たされる報酬体系となるよう検討。【児童発達支援と共通】
- vii) 放課後等デイサービスの対象については、高校ではなく専修学校・各種学校へ通学している障害児であって、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とすると市町村長が特に認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする方向で、制度の詳細の検討を行う。

<ふさわしくない支援>

⇒必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効的な発達支援と判断できないもの

⇒障害のない子であれば私費で負担している実態にあるような内容

国の例示

- ・見守りだけ
- ・学習塾のような学習支援のみ
- ・ピアノや絵画のみの指導

～岡山市担当者より連絡事項～

事業所内において提供するサービス内容を再点検し、例示に該当する場合や例示の内容が支援時間の大半を占めているよう場合は、早急に支援内容・プログラムの見直しを図ること。



事業者指導課からの連絡手段として、電子メールを使用することがあります。※運営法人ごとに1アドレス。
WAM NET（ワムネット）からの連絡にも使います。アドレスが変わったときには、忘れずに事業者指導課までお知らせください。

障害事業者係メールアドレス

syou-jigyoku@city.okayama.lg.jp

2. 用語等の整理

「常勤」：指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。母性健康管理措置や育児・介護休業法による時短勤務の従業者については、例外規定あり。

※注）就業規則、内規等により事業所ごとに設定されるもの。

正社員やパート等、雇用形態とは無関係であることに注意。

「常勤換算」：指定障害児通所支援事業所等の従業者の勤務延べ時間を当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害児通所支援事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

例）常勤従業者の1月の勤務延べ時間数：160時間…①

従業者Aの1月の勤務延べ時間数：160時間…②

従業者Bの1月の勤務延べ時間数：160時間…③

従業者Cの1月の勤務延べ時間数：80時間…④

従業者Dの1月の勤務延べ時間数：32時間…⑤

従業者E（育休時短）の1月の勤務延べ時間数：128時間

…⑥

常勤換算 3.7 （人）

$(160 + 160 + 80 + 32) \div 160 + 1 = 2.7$

$(② + ③ + ④ + ⑤) \div ① + ⑥$

※時短勤務で常勤要件を満たす従業者については、勤務延べ時間によらず常勤換算1とみなすことが可能。

「機能訓練担当職員」

：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員

「心理指導担当職員」

：大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法技術の有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

臨床心理士、公認心理士、学校心理士、公認心理師の資格を有する者

「看護職員」

：保健師、助産師、看護師又は准看護師

「訪問支援員」

：（保育所等訪問支援）

児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理指導担当職員等で、障害児支援に関する知識及び相当の経験及び集団生活への適応のため専門的な支

援の技術を有する者。

(居宅訪問型児童発達支援)

障害児について介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士看護職員又は保育士等

※児童指導員・心理指導担当職員は、当該職種の従業者として配置された日以降、直接支援業務に3年以上従事した者であること。

3. 人員基準について

○児童発達支援・放課後等デイサービス（主たる対象が重症心身障害児以外）

従業者	児童指導員 又は保育士	・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれ定める数以上 1) 障害児の数が10人まで 2人以上 2) 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員・看護職員の数を合計数に含めることができる ・機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
	児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）※管理者要件あり。	

※児童発達支援センターの場合は、上記に加えて嘱託医（1人以上）、栄養士（1人以上、障害児の数が40人以下の場合は未配置可）、調理員（1人以上、調理業務の全部を委託する場合は未配置可）を配置すること。

○児童発達支援・放課後等デイサービス（主たる対象が重症心身障害児）

次の①～⑤を各々1人以上配置すること。

- ①嘱託医
- ②看護職員
- ③児童指導員又は保育士
- ④機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯については、未配置可）
- ⑤児童発達支援管理責任者

○居宅訪問型児童発達支援

従業者	訪問支援員	・ 訪問支援を行うために必要な数 ・ 障害児について介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士看護職員又は保育士等 (児童指導員・心理指導担当職員は、当該職種の従業者として配置された日以降、直接支援業務に3年以上従事した者であること)
	児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(訪問支援員・児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)	

※訪問支援員については、居宅訪問型児童発達支援事業所授業者として従事する時間中に、他サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)の応援に入る等、重複して従事することは不可。明確に区分すること。

○保育所等訪問支援

従業者	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数
	児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(訪問支援員・児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)	

※訪問支援員については、居宅訪問型児童発達支援事業所授業者として従事する時間中に、他サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)の応援に入る等、重複して従事することは不可。明確に区分すること。

○障害児入所施設(福祉型・医療型)

※障害者総合支援法事業者ハンドブック指定基準編(中央法規刊)
又は障害福祉サービス報酬の解釈(社会保険研究所刊)等を参照。

4. 業務継続計画の策定について

厚生労働省ホームページ

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画の策定を行うこと。令和6年3月末までは努力義務。

業務継続計画へ盛り込む内容

●感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え
 - 体制構築・整備
 - 感染症防止に向けた取り組みの実施
 - 備蓄品の確保 ほか
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立
 - 保健所との連携
 - 濃厚接触者への対応
 - 関係者との情報共有 ほか

●災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応
 - 建物・設備の安全対策
 - 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策
 - 必要品の備蓄 ほか
- b 緊急時の対応
 - 業務継続計画発動基準
 - 対応体制 ほか
- c 他施設及び地域との連携

※研修の実施（年1回以上）と定期的な計画の見直しが必要。

～岡山市担当者より連絡事項～

令和4年度以降、計画の策定有無については事業者指導課に報告を求める機会を設ける予定。また、令和4年以降の現地指導等においても現地確認を行う方針。



この資料をご覧になった従業員の皆さんへ

以下のリンク先にアンケートを用意しています。
必ず回答してね！

<https://com.city.okayama.jp/cmsform/enquete.php?id=272>

5. 適正な運営の徹底を

○勤務形態の確保について

基準省令第38条第1項（基準条例第38条第1項）

指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な児童発達支援を提供する事ができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

解釈通知：基準第38条第1項は、指定児童発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係を明確にすることを定めたものであること。

★岡山市担当者の考え方

- ・15日～25日ごろまでに次月の勤務シフトを作成し、基準配置が確保されていることと加算届出に見合う配置の確保があるかを確認。
- ・出退勤の管理は原則従業員自身が行い、管理者が全体の進行管理を行う。
実績で基準配置が取れない場合は、その事実を速やかに指定権者（岡山市事業者指導課）に報告するとともに、加配は自主的に取り下げること。
ただし、コロナ感染に係る欠如については、この取扱いにはよらないこととするが、具体的な事情及び対象となる期間を記録しておくこと。
- ・勤怠管理（出勤簿及び休暇に関する届出内容）は事業所内で適正に管理・実施すること。
※勤務形態に合致しない勤務実態があるとの内部告発が多数。令和4年度以降、全事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）を対象に、訪問検査・書面調査を重点的に実施予定。

○定員の遵守

基準省令第39条（基準条例第39条）

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

～令和4年2月28日付け事務連絡～

定員超過利用減算の取扱いについて、正しく理解を

「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」の活用を

○他サービスを併用する利用児について

日中一時支援と障害児支援の区別がついていない事例あり

適正な人員管理・定数管理の徹底、保護者への制度説明の徹底を

例) ・保護者が障害児支援での利用なのか日中一時支援の利用なのか理解していない。

・日中利用と放デイ利用の利用児を一緒の部屋で支援

・従業者が日中の勤務か障害児支援の勤務かを理解してない

注意>同日に日中一時支援と児童発達支援・放課後等デイサービスを両方利用することは不可。

日中一時支援とは…地域生活支援事業の一種。

家族の就労支援（タイムケア）と介護者の一時的な休息（レスパイト）を提供するサービス。

※日中一時支援は児童福祉事業ではない

⇒児童指導員の実務要件には該当しない

6. 加算算定・報酬区分に係る注意事項

○児童指導員等加配加算

①基準配置は取れているか？

- ・基準配置を満たした上での「加配」である
- ・加算取る前に「常勤換算」を理解せよ
- ・事業所の常勤要件は事業所ごとに決まる
市に聞く前に確認を

②勤務形態一覧表を有効活用

- ・前月にシフト確認、当月は適正な進行管理により常に算定要件チェック
- ・基準職員と加配職員の区別を明確に

③異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い

例) 常勤：週40時間（月160時間）

加配職員

保育士：156時間 その他従業者：6時間 常勤換算：1.0

→保育士のみで常勤換算1が不成立、「その他従業者で」算定

④加算算定に係る届出はお忘れなく

- ・新たに算定する場合、算定の単位増となる場合の届出は事前提出
15日までに受付（郵送の場合は必着のこと）→翌月から算定
16日以降の受付→翌々月から算定
- ・算定取り下げ、算定単位減となる届出は事後届出可

例) 2月15日に加配要件を満たさなくなった

→2月1日付けで加配ありからなしに変更
※2月は加配体制が取れていないのだから、当然2月は加配加算なし。

○専門的支援加算（令和3年度新設）

①算定に必要な職種が確保されているか？

・資格要件

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員

※児童発達支援に限り、保育士（資格取得後5年以上児童福祉事業に従事）・児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事）も対象となる。実務経験証明書等による要件確認が必要。

・常勤換算1以上になるか

※児童指導員を含む場合は、単位が変わるので注意。

・対象となる従業者は児童指導員加配加算の対象？

専門的支援加算の対象？ダブルカウントはしない

②個別支援計画を作成しているか？

※個別支援計画を作成していない障害児については対象外

○福祉専門職員配置等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

①算定要件を確認

Ⅰ・Ⅱを算定する場合

：常勤の児童指導員、障害福祉サービス経験者（R5.3月まで）のうち 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の割合が35%以上ならⅠ、25%以上ならⅡ

※保育士は対象外。児童指導員任用資格に該当する場合は、児童指導員としてみることは可能。（例）幼稚園教諭免許あり 等

Ⅲを算定する場合

：直接処遇に当たる従業者の数（保育士を含む・常勤換算）のうち常勤配置の従業者の割合が75%以上

：直接処遇に当たる常勤従業者のうち3年以上従事する従業者の割合が30%以上

※勤続年数は、同一法人が運営する他の障害児支援事業所、障害福祉サービス等事業所等での直接処遇に当たった期間を合算可。非常勤勤務の期間も含める。見込みではなく実績が必要。

②加算算定に係る届出はお忘れなく

○個別サポート加算Ⅰ・Ⅱ（令和3年度新設）

Ⅰを算定する場合

- ・算定対象児は受給者証に記載（状態等区分）
※事業所の体制とは関係なし。市への届出は不要。

Ⅱを算定する場合

- ・要保護児童や要援護児童が対象だが、事業所主導で算定する性質のものではない。
※公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師との連携が必要。算定に当たり、市障害福祉課への届出要。

○欠席時対応加算Ⅰ・Ⅱ（令和3年度一部追加）

算定要件に注意

Ⅰを算定する場合（児童発達支援における欠席時対応加算と同義）

- ・サービス利用する予定日の当日・前日・前々日に利用中止の連絡を受けていること。
- ・電話等で利用児の状況確認や相談援助を行い、その内容を記録すること
記録内容：連絡者、対応者、対応日時、連絡方法、利用予定日、連絡内容・相談援助内容、利用児の状況 ほか

Ⅱを算定する場合（放課後等デイサービスのみ）

- ・利用日当日、利用児の急病等により利用時間が30分以下の場合に算定
→利用扱いにはならないので、この日の報酬算定不可。また、送迎加算の算定不可。
※障害の特性上の理由により30分を超える利用が困難な障害児については例外あり。市との協議要。個別支援計画に反映必要。

○延長支援加算

①算定要件に注意

- ・運営規程に定める営業時間が8時間以上
- ・営業時間の前後でサービス提供すること
- ・直接処遇に当たる従業者（有資格者）を配置する
- ・延長支援が必要であるやむを得ない事情があり、その理由が個別支援計画に反映
※機械的に算定する加算ではない。対象児が多い場合、安易に加算に頼らず営業時間変更することも検討すべき。

②市への届出が必要



○特別支援加算

①算定要件に注意

- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、心理指導担当職員等を配置
- ・ 特別支援のため、個別支援計画に加えて特別支援計画を作成
- ・ 心理指導担当職員を配置して加算算定する場合は、心理指導を行うための部屋及び設備を確保すること
- ・ 児童指導員等加配加算（理学療法士等（保育士を除く））との重複算定不可。
- ・ 専門的支援加算（理学療法士等（5年以上児童福祉事業へ従事した保育士を除く））との重複算定不可
- ・ 事業所の人員基準等により算定不可の場合あり
- ・ 対象利用児毎に訓練記録を作成すること

②市への届出が必要

- ・ 届出のない利用児については算定不可
- ・ 届出に当たり、対象児の特別支援計画が必要



○関係機関連携加算Ⅰ・Ⅱ

Ⅰを算定する場合

- ・ 個別支援計画に関する会議を開催すること（テレビ電話等による会議可）
- ・ 会議には、利用児が通う関係機関（学校・保育園等）が出席すること
- ・ 利用児や利用児家族もできるだけ会議に参加
- ・ 会議開催日時・会議内容・個別支援計画に反映させる内容を記録
- ・ 会議の内容を踏まえ、個別支援計画の見直しを行う
- ・ 日頃から関係機関との連携を図る

Ⅱを算定する場合

- ・ 小学校就学時に、就学する学校との間で行う連絡調整に対して算定
- ・ 就職時に、就職先との間で行う連絡調整に対して算定
- ・ 利用児の状態や支援方法を保護者の同意を得て文書で情報提供

○家庭連携加算

- ・ あらかじめ保護者の同意を得た上で訪問すること
- ・ 居宅ではなく、利用児が長期滞在する場所（学校等）で相談援助を行う場合は、保護者同意の上実施するとともに、現地で利用児と常時接する職員との連携を図ること

○事業所内相談支援加算Ⅰ・Ⅱ（令和3年度一部追加）

- Ⅰ…従来通り（利用児毎に相談援助を行う）
- Ⅱ…複数（2～8人）の利用児・家族と一緒に相談援助を受ける
 - ・相談時間は1回当たり30分以上、日時、相談内容を記録
 - ・あらかじめ保護者の同意を得る
（個別支援計画に相談支援をすることが記載されている）
- ・家庭連携加算と事業所内相談支援加算Ⅰ・Ⅱを同一日に算定不可



○強度行動障害児支援加算

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が行動障害を持つ利用児にサービス提供をする場合に算定

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL. 4 問29

- ⇒児童発達支援管理責任者が研修修了し、勤務している日は加算算定可
- ・対象児は、受給者証に記載
- ・体制届の提出が必要

○医療的ケア児への支援

医療的ケア児を受け入れる時間帯を通じて看護職員を配置する体制を確保

⇒対象児について医療的ケアの報酬区分が算定可能

※算定に当たり、市へ届出が必要（変更届出書、体制等に関する届出書、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書、勤務形態一覧表、組織体制図、資格証（看護職員））。

**事業者指導課があるKSB会館には
来客用駐車場がありません！！**

**会館敷地内には
ゼットイ駐車で！！**



7. 障害福祉サービス等情報公表制度について

ワムネット（独立行政法人福祉医療機構が運営するサイト）中に
全国の障害福祉サービス等事業所を検索できるコーナーあり（平成30年～）
※市ホームページにもリンク掲載。



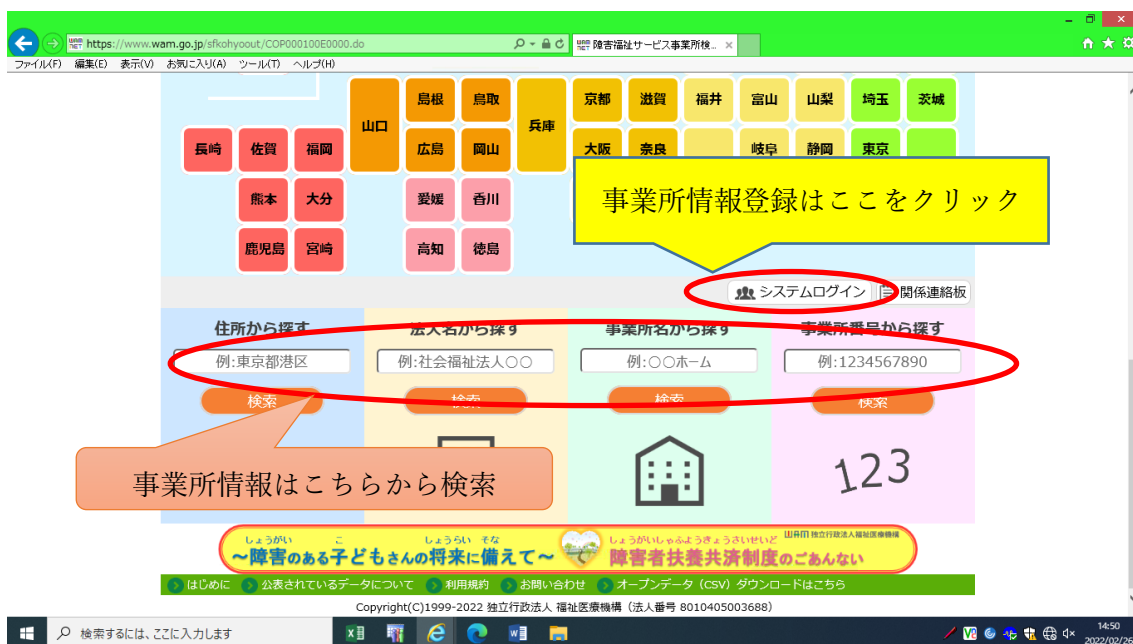
▲ワムネットトップページ

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>



▲障害福祉サービス等情報検索のページ

URL : <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



▲障害福祉サービス等情報検索のページ

URL : <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

- ・ ID・パスワードは運営法人ごと、指定権者ごとに設定。パスワードは一定期間経過するとシステム側から変更を求められる。IDに紐づくメールアドレスが必要。
⇒複数事業所を運営する法人は要注意。
- ・ 事業所情報の登録・審査に関する連絡は、ワムネットからメールが届く（送信者：wadm）。
- ・ 事業所情報は、4月末時点の情報を5～7月の間に更新作業をすること。加算情報等の変更がある場合は、随時更新可。
- ・ 新規指定事業所については、指定後、基礎情報を市が登録ののち、ワムネットを通じて情報登録の案内をメール送付。
- ・ 情報公表未対応の事業所については、実施指導の際、文書指導の対象。改善ない場合は、指定取り消しを検討する事案として取扱うこととするので、注意すること。

8. 障害福祉サービス経験者の取扱いについて

※令和3年4月以降に新規指定を受けた事業所は対象外。

障害福祉サービス経験者（高校卒業以上かつ障害福祉サービス事業所での実務経験2年以上（在籍2年以上かつ勤務日数360日以上））が人員基準上認められる期間は、令和5年3月31日まで。障害福祉サービス経験者を配置している事業所においては、令和5年4月以降人員欠如となることのないよう、人員管理を行うこと。障害福祉サービス経験者が児童指導員等の有資格者となった場合等、人員配置に変更があった場合は、もれなく届出をすること。

※令和4年中に実態調査を行う予定。

9. 児童発達支援管理責任者の研修要件について

実務要件を満たした状態で平成 31（令和元）年度から令和 3 年度にサービス管理責任者等基礎研修を修了した場合に限り、研修修了後 3 年間はサービス管理責任者等実践研修を修了したものとみなす経過措置あり。

⇒みなし従事者は、基礎研修修了後 3 年以内に実践研修を受講しないと、継続して児童発達支援管理責任者として従事できなくなることに注意！！

★令和元～3 年度基礎研修修了者で、研修時実務要件を満たしていない場合及び令和 4 年度以降に新たに基礎研修を受ける場合の取扱い

①基礎研修受講

※基礎研修は、実務要件を満たすまで 2 年以内になれば受講可。

②基礎研修修了後、2 年以上の実務経験

※実践研修を受講するには、基礎研修修了後 2 年の実務経験が別途必要。

③実践研修受講

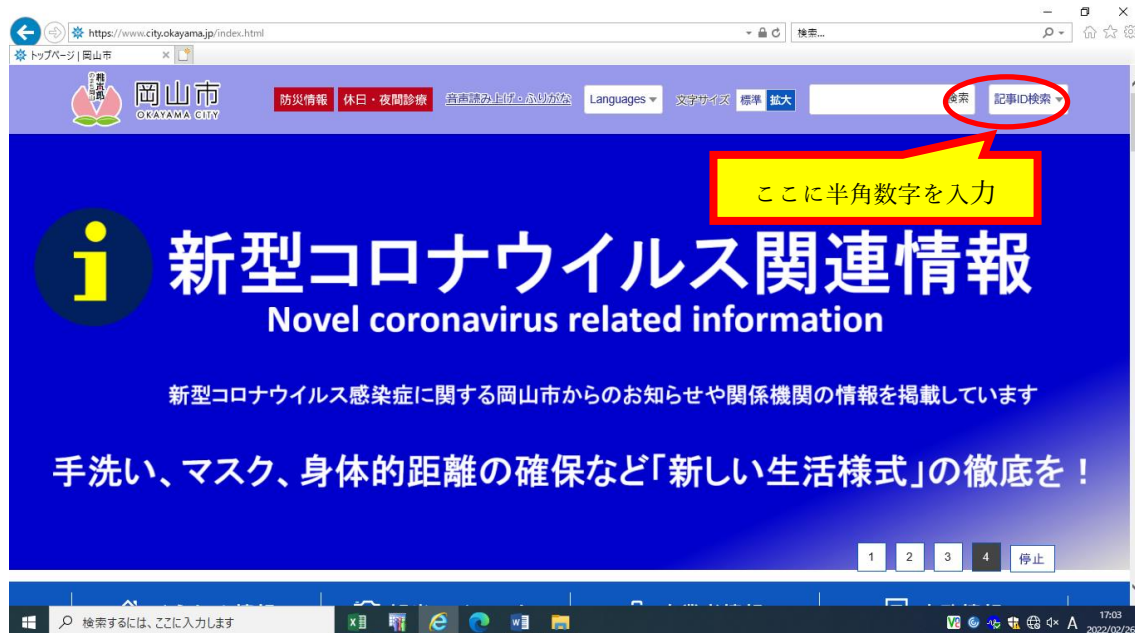
④実践研修修了後、児童発達支援管理責任者就任

参考) サービス管理責任者等更新研修の受講要件

現任者もしくは当該研修受講前 5 年間のうち 2 年以上サビ管・児発管・管理者・相談支援専門員としての実務経験があること

10. 岡山市ホームページについて

○ホームページ中にある記事 ID 検索の活用を



▲（参考）記事 ID 検索入力場所【岡山市トップページの場合】

使用頻度が高い記事ID一覧

記事ID	該当ページ	どんなときに
7706	(障害児) 指定関係様式集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規指定の手引きを見たい ・ 指定申請に必要な書式をダウンロードしたい ・ 業務管理体制の届出をしたい ・ 社会保険・労働保険届出に係る確認票を印刷したい ・ 廃止・休止・再開届を提出したい ・ 変更届出書を作成したい ・ 多機能型の付表を用意したい ・ 加算変更に伴って勤務形態一覧表が必要 <p style="text-align: right;">etc.</p>
7723	(障害児) 加算関係様式集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬区分に係る届出書を準備したい ・ 専門職員配置加算を算定したい ・ 質の評価に係る改善結果の報告の様式はどこ？ <p style="text-align: right;">etc.</p>
7867	自主点検表について (障害者・障害児)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地指導に使用する自主点検表を準備したい
7873	障害児 (通所・入所) 支援に係る事業者向け情報 ※障害福祉課作成。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業開始届を探している ・ 契約内容報告書の様式を見たい ・ 法定代理受領の書式を確認したい ・ 上限管理の届出をするには？ ・ 過誤申立しないとイケない事案発生 <p style="text-align: right;">etc.</p>
7709	障害者・障害児事業者 利用者 事故等報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供中に事故が発生し、利用児が負傷した ・ 従業者又は利用児に新型コロナウイルス陽性者が発生した <p style="text-align: right;">etc.</p>
7676	指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新に必要な書類は？ ・ 提出書類一覧の様式をダウンロードしたい <p style="text-align: right;">etc.</p>

1.1. 実地指導について

令和4年度の実地指導については、新型コロナウイルス感染拡大状況を見ながら、感染拡大防止策を講じた上で実施予定。

訪問先については、新規事業所や前回の指導から3年以上経過している事業所を中心に選定。実地指導実施後、改善状況の確認が必要と思われる事業所や、不正請求や定員超過が疑われる事業所については、優先的に訪問予定。

なお、障害福祉サービス等情報公表システムへ事業所情報を登録していない事業所については、重点指導先とする方針。



1.2. 随時訪問の実施について

市担当者が、事業所の運営状況の確認等のため、随時（事前予告なし）で事業所を訪問。令和4年度は各事業所1～2回を目安に実施予定。

訪問の際、確認票を交付するので、対応者が必要事項をその場で記入し訪問職員に提出すること。事業所内を見学させていただくので、やむを得ない理由により対応できない場合を除き協力すること（所要時間5～10分程度を想定）。

1.3. 自己評価結果等の公表等及び市への届出について

児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する事業所は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価により質の評価を行うとともに、改善を図ること。改善結果等についてはインターネット等により広く公表すること。その公表内容等については、公表後速やかに岡山市事業者指導課へ報告すること。新規開設の事業所については、指定日から起算して12か月以内に、一連の作業並びに報告を行うこと。

公表内容の報告が未実施の場合、届出がされない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（15%）となる。該当する事業所は、早急に減算の届出を行うこと。

※報告に際しては、所定の届出書（市ホームページ内「（障害児）加算関係様式集」に掲載）を使用すること。

～岡山市担当者より注意事項～

自己評価結果等の報告については、令和2年度以降、市が提出期限を設定し提出を求める運用は実施していない。事業所の責任でスケジュール管理を行うこと。

14. 新規指定に関する連絡事項

岡山市においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、総量規制は未実施（令和4年3月現在）だが、将来に渡り総量規制がないとは断言できない。新規開設を検討する場合は、適宜総量規制の実施状況を確認しておくことが望ましい。

事前協議について、スケジュールに余裕のある準備を行うこと。提出する少なくとも1か月前を目途に、担当者との事前協議ができるようなスケジュールを立てること。来課の際は、必ず担当者に連絡の上、来課日程を調整すること。初回協議は30分から1時間、2回目以降は30分以内を目安。指定申請に先立ち、基準省令・基準条例を熟読の上、制度をよく理解しておくこと。